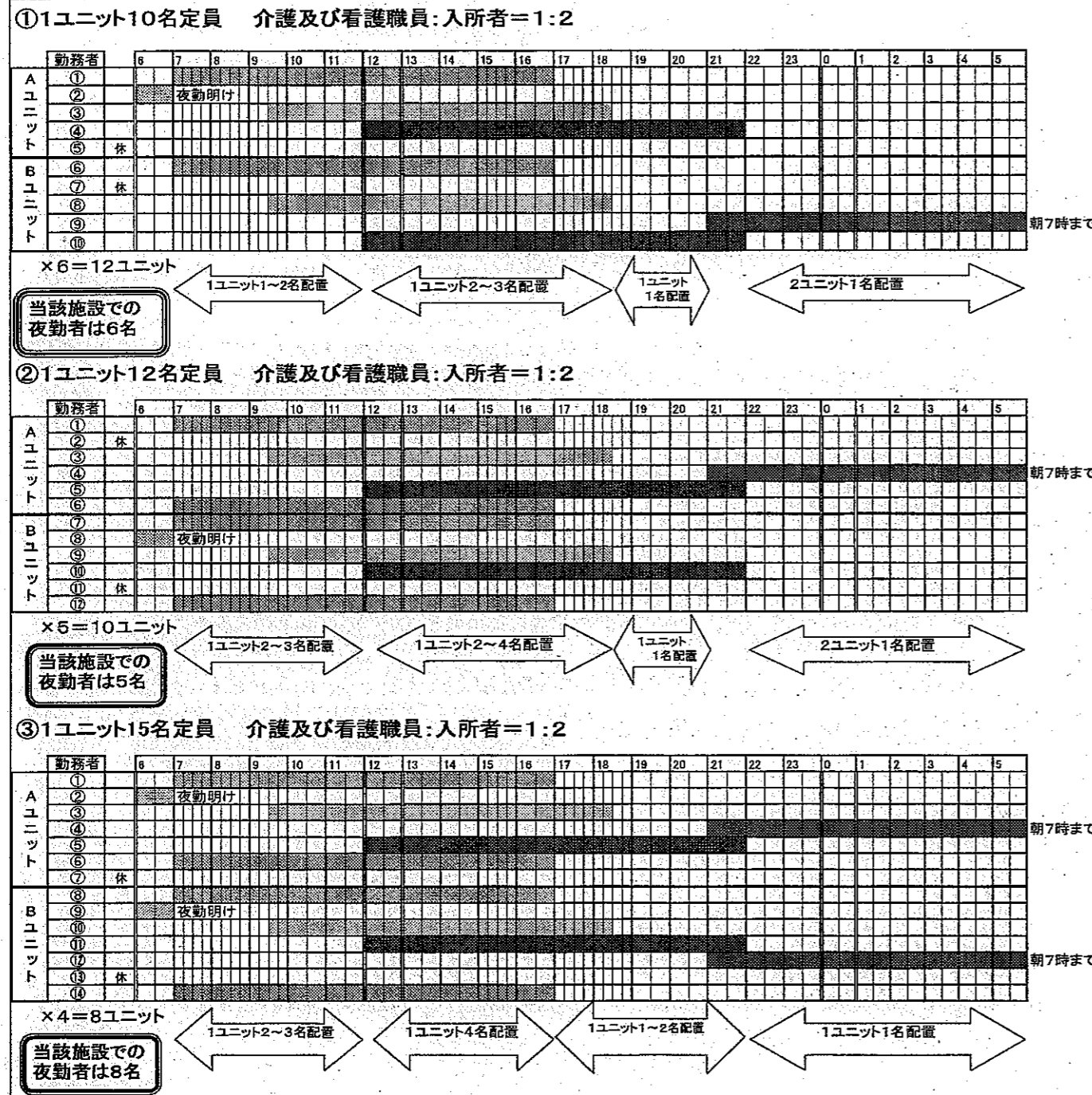


(ユニットの定員数について)

●厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(厚生省告示第二十九号)(第5号イ)では、特別養護老人ホームで夜勤を行う介護職員又は看護職員の数は、従来型の場合、入所者25人以下のときは1名以上、26人以上60人以下のときは2名以上 となっている。

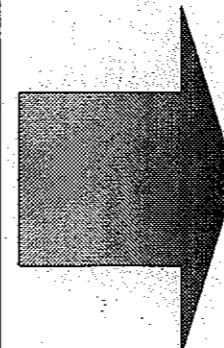
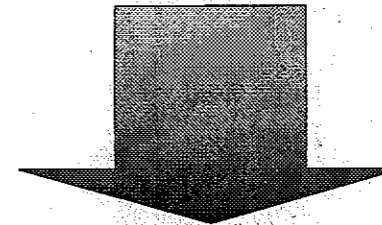
【前提条件】 特別養護老人ホーム定員 120名 夜勤時間帯について、一人の介護職員が担当する入所者数は25人までとする。

1日の勤務シフト



4週間サイクル(7日×4日=28日)とした場合の1ユニットあたり平均日勤人数

	職員数 (ア)	延日数 (イ)=(ア)× 28日×2ユニット	夜勤日数(延) (ウ)夜勤入り・明 け各1日	休暇日数(延) (エ)週休2日	残日数 (延日勤可能人数) (オ) =(イ)-(ウ)-(エ)	1ユニットあたり 平均日勤人数 (カ)=(オ)÷28日 ÷2ユニット	
ユニット定員	①定員10名	5人	280日	56日	80日	144日	2.57人
	②定員12名	6人	336日	56日	96日	184日	3.29人
	③定員15名	7.5人	420日	112日	120日	188日	3.36人



3つのケースの中で、

- ・②の1ユニット12人の場合の夜勤者の配置が全体で一番少ない
- ・日勤帯の各ユニットの職員の配置が手厚い。

【結論】 ● 夜勤者の配置を考慮すると、1ユニットあたり12人が限界
 ● 経営面のメリットがある。